



# 島根県報

平成29年 5月12日 (金)

号外 第 6 3 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

公有水面埋立免許の出願

(漁港漁場整備課) 2

**告 示****島根県告示第271号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成29年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

## 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

起点部（区域－A）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂薬師谷269番6から同釜土井223番21に至る地先公有水面

中央部（区域－B）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井223番21地先公有水面

終点部（区域－C）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂坂浦222番5から同210番5に至る地先公有水面

## イ 区域

起点部（区域－A）

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と14の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.43メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 隠岐加茂港沖防波堤灯台（北緯36度10分23秒、東経133度16分48秒、以下「原点」という。）から351度12分40秒、1,379.41メートルの地点

2の地点 1の地点から204度24分07秒、8.83メートルの地点

3の地点 2の地点から216度42分57秒、4.54メートルの地点

4の地点 3の地点から219度17分02秒、4.29メートルの地点

5の地点 4の地点から219度15分57秒、14.80メートルの地点

6の地点 5の地点から214度21分41秒、20.76メートルの地点

7の地点 6の地点から214度21分22秒、9.33メートルの地点

8の地点 7の地点から204度37分53秒、10.39メートルの地点

9の地点 8の地点から204度37分22秒、19.69メートルの地点

10の地点 9の地点から199度46分37秒、23.03メートルの地点

11の地点 10の地点から193度55分00秒、16.74メートルの地点

12の地点 11の地点から194度13分11秒、22.34メートルの地点

13の地点 12の地点から182度56分04秒、17.09メートルの地点

14の地点 13の地点から183度10分54秒、19.84メートルの地点

中央部（区域－B）

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と2の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.43メートル）

における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 起点分（区域－A）で定めた原点から344度19分49秒、1,096.74メートルの地点

2の地点 1の地点から195度10分13秒、10.38メートルの地点

終点部（区域－C）

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と4の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（C.D.L.+0.43メートル）

における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 起点分（区域－A）で定めた原点から336度44分05秒、910.77メートルの地点

2の地点 1の地点から205度28分53秒、3.81メートルの地点

3の地点 2の地点から296度03分40秒、0.76メートルの地点

4の地点 3の地点から204度27分38秒、31.10メートルの地点

ウ 面積

起点部（区域－A） 2,335.63平方メートル

中央部（区域－B） 1.57平方メートル

終点部（区域－C） 107.93平方メートル

合計 2,445.13平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

起点部（区域－D）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂垣ノ内291番9、同薬師谷269番6、同柯尾尻256番3及び同釜土井223番21地内並びに同薬師谷269番6から同釜土井223番21に至る地先公有水面

中央部（区域－E）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井223番21地内及び同223番21に至る地先公有水面

終点部（区域－F）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井223番21、同坂浦222番5、同218番6、同218番5、同217番1、同210番5、同210番3、同205番及び同坂浦218番6から同217番1に至る地先里道地内並びに同釜土井223番21から同坂浦205番に至る地先公有水面

イ 区域

起点部（区域－D）

次の各地点を順次結んだ線及びD.15の地点とD.1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

D.1の地点 起点部（区域－A）で定めた原点から355度05分16秒、1,327.87メートルの地点

D.2の地点 D.1の地点から207度33分52秒、51.95メートルの地点

D.3の地点 D.2の地点から216度14分45秒、45.81メートルの地点

D.4の地点 D.3の地点から186度41分17秒、33.63メートルの地点

D.5の地点 D.4の地点から165度18分00秒、63.31メートルの地点

D.6の地点 D.5の地点から266度18分41秒、126.18メートルの地点

D.7の地点 D.6の地点から357度03分10秒、45.86メートルの地点

D.8の地点 D.7の地点から339度18分49秒、22.18メートルの地点

D.9の地点 D.8の地点から348度12分42秒、19.42メートルの地点

D.10の地点 D.9の地点から0度58分48秒、10.06メートルの地点

D.11の地点 D.10の地点から17度27分38秒、113.48メートルの地点

D.12の地点 D.11の地点から52度08分29秒、46.17メートルの地点

D.13の地点 D.12の地点から23度07分12秒、28.58メートルの地点

D. 14の地点 D. 13の地点から112度30分59秒、41.18メートルの地点

D. 15の地点 D. 14の地点から202度35分07秒、30.00メートルの地点

中央部（区域－E）

次の各地点を順次に結んだ線及びE. 5の地点とE. 1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

E. 1の地点 起点分（区域－A）で定めた原点から345度32分28秒、1,111.15メートルの地点

E. 2の地点 E. 1の地点から195度57分26秒、53.81メートルの地点

E. 3の地点 E. 2の地点から281度25分41秒、18.46メートルの地点

E. 4の地点 E. 3の地点から16度10分52秒、26.75メートルの地点

E. 5の地点 E. 4の地点から16度31分34秒、29.23メートルの地点

終点部（区域－F）

次の各地点を順次に結んだ線及びF. 4の地点とF. 1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

F. 1の地点 起点部（区域－A）で定めた原点から339度36分46秒、888.86メートルの地点

F. 2の地点 F. 1の地点から203度00分38秒、59.63メートルの地点

F. 3の地点 F. 2の地点から284度06分08秒、55.99メートルの地点

F. 4の地点 F. 3の地点から23度00分40秒、68.30メートルの地点

#### ウ 面積

起点部（区域－D） 28,650.41平方メートル

中央部（区域－E） 1,001.78平方メートル

終点部（区域－F） 3,538.23平方メートル

合計 33,190.42平方メートル

#### 3 埋立地の用途

道路用地及び漁港環境整備施設用地

#### 4 出願年月日

平成29年 4月25日

#### 5 閲覧場所

農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び隠岐の島町役場